

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構  
第4期中長期目標変更（案） 新旧対照表

令和4年12月

経済産業省 産業技術環境局 産業技術法人室

※本案は、関係府省等との調整により、今後、変更が生じ得るものである。



国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 第4期中長期目標 新旧対照表（案）

（主務府省：経済産業省）

第4期中長期目標（変更案）	第4期中長期目標（現行）
<p><b>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</b> （略）</p> <p><b>II. 中長期目標の期間</b> （略）</p> <p><b>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</b> 第4期中長期目標期間においては、研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上のため、以下のとおり、上記ミッションを実現するため、1. から6. の業務項目毎に取組を行うものとする。 また、<u>削除</u> NEDOの業務活動が、①エネルギーシステム分野、②省エネルギー・環境分野、③産業技術分野、④新産業創出・シーズ発掘等分野、⑤特定公募型研究開発業務、⑥<u>特定半導体の生産施設整備等の助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務</u>に分類されることから、当該分類を一定の業務等のまとまりと捉えて「評価単位」とする。評価に当たっては、別紙の評価軸等に基づき実施するものとする。なお、異分野の技術の融合がますます重要になってきていることを踏まえ、評価単位の設定による内部の縦割りを助長することのないよう十分留意するとともに、分野横断の視点で全体を俯瞰しつつ、異分野の技術の融合を図る技術開発マネジメントにも適切に取り組むものとする。</p> <p>1. ～4. （略）</p> <p>5. <u>特定公募型研究開発業務の実施</u> 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を実施する。</p> <p>① ～②（略）</p> <p>③ <u>グリーンイノベーション基金事業</u> グリーン成長戦略の実行計画等を踏まえ、カーボンニュートラル社会に不可欠で、産業競争力の基盤となる、①電力のグリーン化と電化、②水素社会の実現、③CO<sub>2</sub>固定・再利用等の重点分野について、官民で野心的かつ具体的な2030年目標（性能・導入量・価格・CO<sub>2</sub>削減率等）を共有した上で、これに経営課題として取り組む企業等に対して、10年間、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援する。（以下、略）</p>	<p><b>I. 政策体系における法人の位置付け及び役割（ミッション）</b> （略）</p> <p><b>II. 中長期目標の期間</b> （略）</p> <p><b>III. 研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項</b> 第4期中長期目標期間においては、研究開発成果の最大化その他の業務の質の向上のため、以下のとおり、上記ミッションを実現するため、1. から6. の業務項目毎に取組を行うものとする。 また、<u>新たに追加される、高性能な半導体（以下「特定半導体」という。）の生産施設整備等の助成業務を含め</u>、NEDOの業務活動が、①エネルギーシステム分野、②省エネルギー・環境分野、③産業技術分野、④新産業創出・シーズ発掘等分野、⑤特定公募型研究開発業務、⑥<u>特定半導体の生産施設整備等の助成業務</u>に分類されることから、当該分類を一定の業務等のまとまりと捉えて「評価単位」とする。評価に当たっては、別紙の評価軸等に基づき実施するものとする。なお、異分野の技術の融合がますます重要になってきていることを踏まえ、評価単位の設定による内部の縦割りを助長することのないよう十分留意するとともに、分野横断の視点で全体を俯瞰しつつ、異分野の技術の融合を図る技術開発マネジメントにも適切に取り組むものとする。</p> <p>1. ～4. （略）</p> <p>5. <u>特定公募型研究開発業務の実施</u> 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成20年法律第63号）第27条の2第1項に規定する特定公募型研究開発業務（特に先進的で緊要な革新的技術の創出のための研究開発等であって事業の実施が複数年度にわたり、その事業の実施者を公募により選定するもの。以下同じ。）を実施する。</p> <p>① ～②（略）</p> <p>③ <u>グリーンイノベーション基金事業</u> グリーン成長戦略の実行計画等を踏まえ、カーボンニュートラル社会に不可欠で、産業競争力の基盤となる、①電力のグリーン化と電化、②水素社会の実現、③CO<sub>2</sub>固定・再利用等の重点分野について、官民で野心的かつ具体的な2030年目標（性能・導入量・価格・CO<sub>2</sub>削減率等）を共有した上で、これに経営課題として取り組む企業等に対して、10年間、研究開発・実証から社会実装までを継続して支援する。（以下、略）</p>

第4期中長期目標（変更案）	第4期中長期目標（現行）
<p>④経済安全保障重要技術育成プログラム事業</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針及び統合イノベーション戦略 2021 を踏まえ、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。このため、NEDOは、令和3年度において、国から交付される補助金により基金を設け、プロジェクトを推進する体制の整備を着実に進める。令和4年度以降は、国の研究開発ビジョンを実現する研究開発プロジェクトを実施し、技術面での事業推進支援、プロジェクトに付随する調査・分析等、プロジェクトマネジメントの実施等を担うものとする。研究開発の推進においては、その途中段階において、目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて経済産業省等に報告する。</p> <p><u>なお、「特定重要技術の研究開発の促進及びその成果の適切な活用に関する基本指針（令和4年9月30日閣議決定）」及び「経済安全保障重要技術育成プログラム研究開発ビジョン（第一次）（令和4年9月16日経済安全保障推進会議・統合イノベーション戦略推進会議合同会議決定）」を踏まえ、事業の推進にあたっては、関係者間での情報管理を徹底した上で必要な機微情報の共有も行いつつ、産学官が一体となって取り組む。</u></p> <p>○目標5. -4</p> <p><b>【目標】</b></p> <p>NEDOは、基金の設置及び関係規程の整備を進め、<u>令和4年度において事業の公募を行うものとする。</u></p> <p>⑤ディープテック・スタートアップ支援事業</p> <p><u>物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策について（令和4年10月28日閣議決定）を踏まえ、スタートアップの事業成長のための資金供給の強化と事業展開を推進するため、革新的な技術を有し、社会課題解決に資するディープテック分野のスタートアップ企業が行う実用化研究開発、量産化実証、海外技術実証などを支援する。NEDOは、令和4年度において、早期の事業執行に向けて、国から交付される補助金により基金を設け、関係規程の整備を着実に進める。</u></p> <p>○目標5. -5</p> <p><b>【目標】</b></p> <p><u>NEDOは、早期の事業執行に向けて、基金の設置及び関係規程の整備を進めるものとする。</u></p> <p>⑥バイオものづくり革命推進事業</p> <p><u>物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策について（令和4年10月28日閣議決定）を踏まえ、成長分野における大胆な投資の促進として、多様な原料から微生物等を介して様々な製品を創り出すバイオものづくりを対象に、実用化研究開発・実証を継続的に支援する。NEDOは、経済産業省が策定する研究開発の計画に従い、事業の進捗管理、研究開発に付随する調査・分析等、研究開発マネジメントの実施を担うものとする。なお、研究開発の推進においては、その途中段階において、研究開発目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて所要の改善を行うものとする。NEDO</u></p>	<p>④経済安全保障重要技術育成プログラム事業</p> <p>経済財政運営と改革の基本方針及び統合イノベーション戦略 2021 を踏まえ、経済安全保障の観点から、先端的な重要技術に関するニーズを踏まえたシーズを中長期的に育成するプログラムを推進する。このため、NEDOは、令和3年度において、国から交付される補助金により基金を設け、プロジェクトを推進する体制の整備を着実に進める。令和4年度以降は、国の研究開発ビジョンを実現する研究開発プロジェクトを実施し、技術面での事業推進支援、プロジェクトに付随する調査・分析等、プロジェクトマネジメントの実施等を担うものとする。研究開発の推進においては、その途中段階において、目標の達成見通しを適宜確認し、必要に応じて経済産業省等に報告する。</p> <p><u>なお、運営方針等を踏まえ、令和4年度において、評価軸、評価指標、モニタリング指標を改めて定める。</u></p> <p>○目標5. -4</p> <p><b>【目標】</b></p> <p>NEDOは、基金の設置及び関係規程の整備を進める。</p> <p>[新設]</p> <p>[新設]</p>

第4期中長期目標（変更案）	第4期中長期目標（現行）
<p><u>は、令和4年度において、早期の事業執行に向けて、国から交付される補助金により基金を設け、関係規程の整備を着実に進める。</u></p> <p>○目標5. - 6 【目標】 <u>NEDOは、早期の事業執行に向けて、基金の設置及び関係規程の整備を進めるものとする。</u></p> <p><u>6. 特定半導体の生産施設整備等の助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務の実施</u> <u>NEDOは、以下の業務を実施する。</u></p> <p><u>①特定半導体の生産施設整備等の助成業務</u> 成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）において、デジタル社会を支える高性能な半導体の生産拠点について国内立地を促進し確実な供給体制を構築することが必要であることが示されたことを踏まえ、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号、以下「5G促進法」という。）に基づいて、特定半導体の生産施設の整備・生産を支援する計画認定制度が創設された。NEDOは、経済産業省と緊密に連携し、5G促進法第29条の規定に基づき、基金を造成して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。</p> <p>○目標6. - 1 【目標】 NEDOは、認定事業者が円滑に特定半導体の生産施設の整備・生産を進めることができるよう迅速かつ正確に助成業務の執行を行うことが期待される。このため、NEDOが実施する助成業務について外部有識者による外部評価を行い、適切に実施しているという評価（2段階評点で上位の区分の評価）となることを目標とする。</p> <p><u>②特定重要物資の安定供給確保支援業務</u> <u>経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和4年法律第43号。以下「経済安全保障推進法」という。）第42条第2項の規定に基づき、安定供給確保支援独立行政法人としてNEDOが指定されたことを踏まえ、特定重要物資に係る安定供給確保支援業務を行うことにより、経済安全保障の観点から特定重要物資のサプライチェーンの強靱化に寄与していくものとする。</u></p> <p><u>NEDOは経済産業省と密接に連携し、経済安全保障推進法に基づき安定供給確保に取り組む事業者に対し、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法（平成14年法律第145号）第16条の6に規定する安定供給確保支援基金を造成し、安定供給確保支援業務を行う。</u></p> <p>○目標6. - 2 【目標】 <u>NEDOは、早期の事業執行に向けて、基金の設置及び関係規程の整備を進めるものとする。</u></p>	<p>[新設]</p> <p><u>6. 特定半導体の生産施設整備等の助成業務の実施</u> 成長戦略実行計画（令和3年6月18日閣議決定）において、デジタル社会を支える高性能な半導体の生産拠点について国内立地を促進し確実な供給体制を構築することが必要であることが示されたことを踏まえ、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和2年法律第37号、以下「5G促進法」という。）に基づいて、特定半導体の生産施設の整備・生産を支援する計画認定制度が創設された。NEDOは、経済産業省と緊密に連携し、5G促進法第29条の規定に基づき、基金を造成して同法の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）に対して助成金の交付を行い、また、認定事業者に対して貸付けを行う金融機関への利子補給金の支給の業務を行う。</p> <p>○目標6 【目標】 NEDOは、認定事業者が円滑に特定半導体の生産施設の整備・生産を進めることができるよう迅速かつ正確に助成業務の執行を行うことが期待される。このため、NEDOが実施する助成業務について外部有識者による外部評価を行い、適切に実施しているという評価（2段階評点で上位の区分の評価）となることを目標とする。</p> <p>[新設]</p>

第4期中長期目標（変更案）

第4期中長期目標（現行）

IV. 業務運営の効率化に関する事項

(略)

V. 財務内容の改善に関する事項

(略)

VI. その他業務運営に関する事項

(略)

(別紙)

評価軸

別添

政策体系図

以上

(別紙) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における評価軸

評価単位	評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
【エネルギーシステム分野】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)
	4. (略)	(略)	(略)
【省エネルギー・環境分野】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)
	4. (略)	(略)	(略)
【産業技術分野】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)
	4. (略)	(略)	(略)
【新産業創出・シーズ発掘等分野】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)

IV. 業務運営の効率化に関する事項

(略)

V. 財務内容の改善に関する事項

(略)

VI. その他業務運営に関する事項

(略)

(別紙)

評価軸

別添

政策体系図

以上

(別紙) 国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構における評価軸

評価単位	評価項目	評価軸	関連する評価指標、モニタリング指標
【エネルギーシステム分野】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)
	4. (略)	(略)	(略)
【省エネルギー・環境分野】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)
	4. (略)	(略)	(略)
【産業技術分野】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)
	4. (略)	(略)	(略)
【新産業創出・シーズ発掘等分野】	1. (略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)

第4期中長期目標（変更案）				第4期中長期目標（現行）			
【特定公募型研究開発業務】	4. (略)	(略)	(略)	4. (略)	(略)	(略)	(略)
	1. (略)	(略)	(略)	1. (略)	(略)	(略)	(略)
	2. (略)	(略)	(略)	2. (略)	(略)	(略)	(略)
	3. (略)	(略)	(略)	3. (略)	(略)	(略)	(略)
	4. 経済安全保障重要技術育成プログラム事業	○国から交付される補助金による基金を設置し、 <u>関係規程の整備を進め、事業の公募</u> が進捗したか。	・基金の設置、 <u>関係規程の整備、事業の公募</u> の進捗（評価指標）	4. 経済安全保障重要技術育成プログラム事業	○国から交付される補助金による基金を設置し、 <u>研究開発を推進する体制の整備</u> が進捗したか。	・基金の設置 <u>及び研究開発を推進する体制の整備</u> の進捗（評価指標） ・ <u>関係規程の整備状況（モニタリング指標）</u>	
	5. <u>ディープテック・スタートアップ支援事業</u>	○国から交付される補助金により基金を設置し、 <u>関係規程の整備が進捗したか。</u>	・ <u>事業の早期執行に向けた基金の設置及び関係規程の整備の進捗</u> （評価指標）	[新設]			
6. <u>バイオものづくり革命推進事業</u>	○国から交付される補助金により基金を設置し、 <u>関係規程の整備が進捗したか。</u>	・ <u>事業の早期執行に向けた基金の設置及び関係規程の整備の進捗</u> （評価指標）	[新設]				
【 <u>特定半導体の生産施設整備等の助成業務及び特定重要物資の安定供給確保支援業務</u> 】	1. <u>特定半導体の生産施設整備等の助成業務</u>	○NEDOが特定半導体の生産施設整備等の助成業務を適切に行っているか。	・外部有識者による外部評価の評点（評価指標） ・認定事業者の交付申請から交付決定までの期間や支払い請求から支払いまでの期間（事業執行の迅速性）、助成金・利子補給金の交付状況（事業執行の正確性）（モニタリング指標）	【 <u>特定半導体の生産施設整備等の助成業務</u> 】	[新設]	○NEDOが特定半導体の生産施設整備等の助成業務を適切に行っているか。	・外部有識者による外部評価の評点（評価指標） ・認定事業者の交付申請から交付決定までの期間や支払い請求から支払いまでの期間（事業執行の迅速性）、助成金・利子補給金の交付状況（事業執行の正確性）（モニタリング指標）
	2. <u>特定重要物資の安定供給確保支援業務</u>	○国から交付される補助金により基金を設置し、 <u>関係規程の整備が進捗したか。</u>	・ <u>事業の早期執行に向けた基金の設置及び関係規程の整備の進捗</u> （評価指標）	[新設]			
(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。				(注) 上記に加え、必要な詳細事項については中長期計画において定めるものとする。			